

第6 新・旧指数の接続

1 新・旧指数の接続方法

各指数系列について時系列比較が可能となるように、新・旧指数を接続する。
平成22年基準指数への旧基準指数の接続は、以下のように行う。

(1) 新・旧指数の接続

新・旧指数の接続は、地域並びに総合、類及び品目ごとに、各基準年を100とする指数を次の基準年に当たる年の年平均指数で除することにより行う。したがって、平成22年基準以前の各基準年を100とする指数については、その後の基準改定の度に、このような接続を繰り返すことが必要になる。接続の度に端数処理を行うと誤差が大きくなることから、平成22年を100とした指数になるまで端数処理せずに計算し、最後の段階で端数処理を行う。

実際の計算では、平成22年基準指数との接続に使用する年平均指数の逆数をすべて乗じたリンク係数を作成し、旧基準年の指数を除して接続する。

例) 平成7年基準指数を平成22年基準指数に接続する場合

$$\begin{aligned} \text{平成22年基準} \\ \text{接続指数} &= \text{平成7年基準指数} \times \frac{100}{\text{平成7年基準の平成12年平均指数}} \\ &\quad \times \frac{100}{\text{平成12年基準の平成17年平均指数}} \\ &\quad \times \frac{100}{\text{平成17年基準の平成22年平均指数}} \end{aligned}$$

旧基準における新基準年の年平均指数の逆数をすべて乗じて、次のようにリンク係数を求め、

$$\text{リンク係数} = \frac{\text{平成7年基準の} \\ \text{平成12年平均指数}}{100} \times \frac{\text{平成12年基準の} \\ \text{平成17年平均指数}}{100} \times \frac{\text{平成17年基準の} \\ \text{平成22年平均指数}}{100}$$

このリンク係数を用いて、次のように、平成7年基準指数を平成22年基準指数に接続する。

$$\text{平成22年基準接続指数} = \text{平成7年基準指数} \div \text{リンク係数}$$

(2) 平成22年基準における類及び品目への接続

接続は原則として平成22年基準の類及び品目について行う。そのうち、平成17年基準と品目（類）符号などが一致しないものについては、次の表のとおり対応させる。

平成22年基準 類・品目		平成17年基準 類・品目	
3000	民営家賃	0047	民営家賃
3030	持家の帰属家賃	0050	持家の帰属家賃
7446	携帯電話機	7443	移動電話機
6210	出産入院料	6212	出産入院料（公立）

(3) 平成22年基準における地域への接続

接続は原則として平成22年基準の地域について行う。そのうち、平成17年基準と地域符号などが一致しないものについては、次の表のとおり対応させる。

平成22年基準 地域符号		平成17年基準 地域符号	
00018	近畿大都市圏	00018	京阪神大都市圏
15100	新潟市	15201	新潟市
22100	静岡市	22201	静岡市
33100	岡山市	33201	岡山市

2 接続指数を作成する範囲

接続指数を作成する範囲は、次のとおりとする。

(1) 基本分類指数

全国及び東京都区部並びに都市階級，地方，大都市圏，都道府県庁所在市（東京都区部を除く。）及び政令指定都市（川崎市及び北九州市）について，次の指数を作成する。

	全国 ²¹ ，東京都区部		都市階級 ²² ，地方 ²³ ，大都市圏， 都道府県庁所在市 ²³ ，政令指定都市 ²⁴	
	月別	年・年度平均	月別	年・年度平均
総合， 生鮮食品を除く総合	昭和45年1月～	昭和45年～	昭和45年1月～	昭和45年～
食料（酒類を除く）及び エネルギーを除く総合	昭和45年1月～	昭和45年～	平成17年1月～	平成17年～
持家の帰属家賃を除く 総合	昭和21年8月～	昭和22年～	昭和45年1月～	昭和45年～
10大費目 ²⁵	昭和45年1月～	昭和45年～	昭和45年1月～	昭和45年～
中分類（別掲項目含む）	昭和45年1月～	昭和45年～	昭和45年1月～	昭和45年～
小分類	昭和45年1月～	昭和45年～	/	
品目別	昭和45年1月～	昭和45年～		

(2) 財・サービス分類指数

全国及び東京都区部について，年平均及び月別（昭和45年～）の指数を作成する。

ただし，別掲項目「民営家賃（木造）」，「民営家賃（非木造）」，「持家の帰属家賃（木造）」及び「持家の帰属家賃（非木造）」は組替え接続を行わない。

(3) その他の指数

ア 戦前基準指数

東京都区部について，5大費目（「総合」，「持家の帰属家賃を除く総合」，「食料」，「住居」，「持家の帰属家賃を除く住居」，「光熱」，「被服」及び「雑費」）の年平均の戦前基準指数²⁶を，平成22年から作成する。

戦前基準指数は，最初に，現行の品目別価格指数を基に5大費目の指数を算出し，次にその指数に戦前基準のための換算率を乗じることにより算出する。

イ 平成17年基準換算中分類指数

平成17年を基準年とする他の経済指標との関連など，利用上の便を図るため，平

²¹ 昭和37年以前の全国指数は，全都市（現行の人口5万以上の市）の指数。

²² 平成22年基準からの階級区分「小都市B・町村」の組替え接続は行わない。

²³ 昭和50年基準から沖縄地方及び那覇市を含む。東京都区部を除く。

²⁴ 平成22年基準から政令指定都市となった浜松市の接続指数は作成しない。また，堺市の接続指数はない。

²⁵ 昭和55年基準指数作成の際，5大費目から10大費目への組換えを行っている。

²⁶ 戦前基準指数は，昭和9～11年を基準としている。

成17年基準の平成22年平均指数に平成22年基準指数を乗じた値を100で除して算出した平成17年基準換算中分類指数を、平成24年1月から平成28年7月まで作成する。全国及び東京都区部について作成する。

3 接続指数利用上の注意

(1) 上位類と下位類の関係

接続指数は、地域並びに総合、類及び品目の各系列について独立に接続を行うため、接続された指数値においては、同じ年あるいは同じ月の指数であっても、上位類と下位類に整合性がない場合²⁷がある。

(2) 変化率の取扱い

前月比、前年同月比、前年比、前年度比などの変化率については、各基準年の公表値とし、接続指数による再計算を行わない²⁸。基準年における変化率のうち、前年比、前年度比、1月の前月比、1～12月の前年同月比などについては、旧基準における指数値によって計算されたものとする。したがって、変化率は接続指数で計算したものとは必ずしも一致しない。

なお、新基準への切替え前に公表した基準年の指数、前月比（1月を除く。）、基準年の翌年の指数、前月比、前年同月比などについては、新基準への切替え後に新基準の値に遡及改定する。

²⁷ 下位の類・品目別指数をウェイトで加重平均しても、当該上位類の指数に一致しない場合などがある。

²⁸ 分類の組替えを行った場合は再計算する。